

『手話学研究』投稿記事内規	
第1条	本内規は「『手話学研究』内規」に基づき、投稿記事に関する事項を別に定める。
第2条	投稿記事の種別は「原著論文」「Forum」「書評」「総説」の4種類とする。 (1) 原著論文：手話学に関する研究成果をまとめた論文。 (2) Forum：手話学に関する研究成果をまとめた資料的な論文、または手話学に関する意見・提案・課題提起をおこなう記事。 (3) 書評：手話学に関する書物を紹介・批評した記事。 (4) 総説：新たな観点で手話学に関する知見を整理した資料的な記事。
第3条	投稿記事は下記の要件を満たさなければならない。 (1) 筆頭著者が本会会員であること。 (2) 著者が複数の場合は、筆頭著者と corresponding author が本会会員であること。 (3) すべての著者が投稿に同意していること。 (4) 別に定める「投稿倫理内規」に反していないこと。
第4条	著者は投稿するとき、以下の書類を提出する。原稿の詳しい体裁については、別に「執筆ガイドライン」に定める。 (1) 原稿の MS Word 版 1 件およびこれを PDF 化したもの 1 件。 (2) 「種別」「表題」「著者氏名」「所属」を記した書類 1 部。これは記事原稿とは別に作成する。ただし、電子メールの本文に記すことでまにあわせることができるものとする。
2	著者は原稿の主張を補強する材料として、補助資料を提出することができる。これらの補助資料は、査読、あるいは掲載の可否の決定の材料として利用されるが、『手話学研究』には掲載されない。
第5条	投稿先は本会事務局とする。
第6条	原稿は本会事務局によって受付が確認された日を受付日とする。
2	提出書類に不備があった場合、本会事務局によって不備の解消が確認された日を受付日とする。
3	別に定める日本語校閲をおこなった場合には、校閲完了日を受付日とする。
4	本会事務局は、受け付けた時点で受理した旨を著者に通知する。
第7条	原稿の初回査読のための査読者 2 名の選定は以下の通りおこなう。 (1) 編集委員長は受付日から原則として 2 週間以内に、利害関係と専門性を考慮して担当編集委員を指名し査読の手続きを委任する。 (2) 担当編集委員は委任日から原則として 2 週間以内に、利害関係と専門性を考慮して査読者 2 名を選任し内諾を得て編集委員長報告する。なお、査読者は本会会員でなくともよい。 (3) 担当編集委員は報告日から原則として 2 週間以内に査読者に査読依頼をおこなう。
2	査読期間は原則として 1 ヶ月とする。担当編集委員は査読期間を管理し、期限を過ぎた査読者には督促をおこなう。査読者が督促に応じない場合は担当編集委員は別の査読者を選定するか、自らが査読者となって査読をおこなう。

第8条	査読者は下記の事項にしたがい、原稿の評価および判定を別に定める「評価判定書」に記し、担当編集委員に提出する。
2	論文の評価にあたっては公平公正を旨とする。論文が利害関係のある著者によるものである場合、あるいはそのように疑われる場合は、直ちに担当編集委員に申し出なければならない。
3	論文の評価にあたっては『手話学研究』の趣旨および原稿の種別に鑑み、内容の新規性や有用性を評価し、採録、照会、不採録のいずれかを判定する。 (1) 採録：当該記事をそのまま掲載する。軽微な文言の修正がある場合には事務的な確認のみをおこない、再査読はおこなわない。 (2) 照会：採否の判定が困難であるため、判定に必要な情報を著者に紹介する。照会に対する回答を受けて再査読をおこなう。 (3) 不採録：当該記事を掲載することは適当ではないと判断する。 (4) 論文の評価にあたって、投稿記事の種別を変更したほうが望ましいと考えられる場合、投稿記事の種別の変更を採録判定の条件としてよい。また、照会時に投稿記事の種別の変更を著者に勧めることができる。
4	原稿の評価判定にあたっては原稿の持つ本質的な価値を積極的に評価し、判定理由や照会事項については、客観的かつ論理的に説明しなければならない。わずかな誤りは著者の責任とするという考え方に立ち、表現や記述の細部に必要以上にこだわってはならない。主義や観念の違いを評価判定の理由としてはならない。
5	査読者は知り得た情報を該当業務以外の目的に用いてはならない。
第9条	担当編集委員は、担当編集委員は初回査読の結果が出たあと、2週間以内に、メタレビュー（査読者の審査者）として、査読者の評価判定に問題がないかを確認し、下記に示す原則に則って採否判定をおこない、編集委員長に報告する。 (1) 初回査読において、査読者2名の評価判定が一致した場合、原則として、査読者の評価判定にしたがい、採否判定をおこなう。 (2) 初回査読において、査読者2名の評価判定が一致しなかった場合、メタレビュー（査読者の審査者）として採否判定をおこなう。
2	編集委員長は担当編集委員の採否判定の承認をおこなう。
第10条	担当編集委員は初回査読による評価判定の結果を投稿者に連絡する。
第11条	照会の報告を受けた投稿者は、原則として2ヶ月以内に、修正原稿および評価判定に対する回答書を本会事務局に提出する。期限を過ぎても修正原稿の提出がない場合、あるいは投稿者からの申し入れがあった場合は、取り下げとする。
2	修正原稿および回答書の提出方法は上記の条項に準じる
3	修正原稿の再査読は上記の条項に準じる。

第 11 条	<p>初回査読ないし再査読の結果、採録の報告を受けた投稿者は、原則として1ヶ月以内に、最終原稿および著作権同意書を本会事務局に提出する。期限を過ぎても修正原稿の提出がない場合、あるいは投稿者からの申し入れがあった場合は、取り下げとする。</p> <p>(1) 著作権同意書は別に「著作権内規」に定める。</p> <p>(2) 最終原稿及び著作権同意書の提出方法は上記の条項に準じる。</p> <p>(3) 編集委員長は最終原稿の頁番号を投稿者に連絡する。</p> <p>(4) 連絡を受けた投稿者は原則として2週間以内に、頁番号を加えた最終原稿を本会事務局に提出する。</p> <p>(5) 頁番号をつけた最終原稿の提出方法は上記の条項に準じる。</p>
第 12 条	編集長ないし担当編集委員は上記の業務の一部を本会事務局に委託することができる。
第 13 条	査読結果が明らかに公平・公正を欠くと判断される場合、担当編集委員は編集委員長の許可を得て、査読者を変更することができる。
第 14 条	編集委員長が投稿者と利害関係がある場合、あるいは編集委員長が担当編集委員である場合、許可を与える役割を役割を著者と利害関係のない編集委員が代おこなひ、採否判定の承認をおこなう。
第 15 条	<p>投稿者は査読結果が明らかに公平・公正を欠くと判断される場合、異議申し立てをおこなうことができる。異議申し立ては1回のみとする。異議申し立てがあった場合、編集委員長は必要により、編集委員会の合議の下で、原則1ヶ月以内に下記のいずれとするかを決定し、著者に報告する。</p> <p>(1) 疑義のあった査読意見を述べた査読者を変更し、再度査読をおこなう。</p> <p>(2) 疑義について却下し、原査読結果を最終決定とする。</p>
第 16 条	本内規の変更は編集委員会および理事会の議を経なければならない。
	本内規は2019年7月1日より制定施行する。